

副駅名標広告【申請媒体】

副駅名標広告は多くのお客様が利用される駅ホームで、最も視認性の高い駅名標板の付近に設置されます。

設置目的は、鉄道を利用されるお客様の利便性向上、ならびに当該施設と鉄道に親しみを感じていただく事となります。

副駅名標広告は申請媒体となっており、ご利用に当たって条件がございます。

掲出広告主条件は、当該駅を最寄駅とし、知名度・格式を備えた法人となります。

クライアント審査を行いますので、事前にセールス先をご連絡ください。京王電鉄と協議のうえ掲出可否を判断いたします。

※業種規制、掲出広告主条件、掲出名称条件など、詳細はお問合せください。※掲出面数、掲出位置、規格等は別途ご案内いたします。※3年以上の長期掲出契約が必要となります。

■ 京王線 掲出料金

| 駅等級 | 掲出料金(年間) |
|------|------------|
| 特B等級 | 8,400,000円 |
| 1等級 | 6,000,000円 |
| 2等級 | 4,800,000円 |
| 3等級 | 3,600,000円 |

[設置対象外の駅]

・特A等級駅(新宿、明大前)
・飛田給、府中競馬正門前、高尾
高尾山口、京王多摩センター

※別途道路占用料の発生する駅が
あります。(初台・幡ヶ谷等)

※詳細につきましては、お問合せください。

■ 井の頭線 掲出料金

| 駅等級 | 掲出料金(年間) |
|------|------------|
| 特A等級 | 5,000,000円 |
| 1等級 | 3,000,000円 |
| 2等級 | 2,400,000円 |
| 3等級 | 1,800,000円 |

[設置対象外の駅]

・特A等級駅(渋谷、明大前)
・駒場東大前、新代田、東松原
浜田山、富士見ヶ丘